

盛岡市訪問介護等手数料条例について

平成29年2月13日

保健福祉部

1 改正の趣旨

訪問サービス及び通所サービスに係る手数料の額の算定の基準を改める。また、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護並びに訪問サービスの廃止に伴い、これらに係る手数料を廃止し、条例の題名を盛岡市通所サービス手数料条例に改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市が提供する訪問介護（ヘルパー）に関する規定

平成24年度以降は設置していない市訪問介護事業所に係る規定を削除する。

(2) 市が提供する介護予防訪問介護（ヘルパー）に関する規定

平成24年度以降は設置していない市訪問介護事業所に係る規定を削除する。

(3) 訪問サービス（生活管理指導員）に関する規定

介護認定を受けていない高齢者で、かつ、日常生活に不安を抱えている高齢者に対し、居宅へ訪問し、日常生活に関する支援、指導を行う訪問サービスの提供に係る規定を削除する。

なお、現在の利用者は、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の「現行の訪問介護相当」によるサービスを引き続き利用できる見込みである。

【訪問サービス（生活管理指導員派遣事業）の実績】

	利用者数		手数料の額
	実人数	延人数	
平成26年度	51人	1,372人	236円
平成27年度	53人	1,439人	225円
平成28年度	37人	778人	225円

※ 平成28年度の利用者数は見込みである。

(4) 通所サービス（生きがい活動支援通所事業）に関する規定

介護認定を受けていない高齢者で、虚弱などの理由により、家に閉じこもりがちな方に対し、デイサービスセンターで送迎、給食、入浴等のサービスを提供する通所サービスの提供を市の独自事業として継続するために必要な規定を整理する。

【通所サービス（生きがい活動支援通所事業）の実績】

	利用者数		手数料の額		
	実人数	延人数	小規模型	通常規模型	大規模型
平成26年度	69人	886人	579円	499円	477円
平成27年度	52人	822人	525円	468円	447円
平成28年度	50人	736人	525円	468円	447円

※1 平成28年度の利用者数は見込みである。

※2 平成28年度は、制度改正により小規模型ではなく地域密着型である。

(5) 題名について

上記(1)から(4)の改正により「(4) 通所サービス」の規定のみが残るため、題名を盛岡市通所サービス手数料条例に改める。

3 施行期日

- (1) 2-(1) から2-(4) まで（2-(3) の一部を除く。） 公布の日
- (2) 2-(3) の一部及び2-(5) 平成29年4月1日

4 その他

訪問サービス及び通所サービスの手数料は、要支援者に係る厚生労働大臣が定める基準（1月あたりの単位）を勘案し市長が算定した額（1回あたりの単位）としてきたが、今回の条例改正を機会に、表現を明確にするため、通所サービスの一部は平成28年4月1日から、その他については平成18年4月1日から適用する。